

広島県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市川北町字盤ノ谷一九一二の一・一九一二の二・一九三四の一・一九五二の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二三の一、一九三三の三、一九一四の一、一九一四の二、一九一四の四、一九三四の二、一九五二の一、二〇〇七、二〇一〇、二〇一二、二〇一三の一、二〇一五から二〇一七まで、二〇二六の一、二〇二七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）